

[Date of sending the examiner's decision of rejection]

[Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]

[Date of final disposal for application]

[Patent number]

[Date of registration]

[Number of appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of extinction of right]

Copyright (C); 1998,2003 Japan Patent Office

⑫ 公開特許公報 (A)

昭63-98689

⑬ Int. Cl. ⁴	識別記号	庁内整理番号	⑭ 公開 昭和63年(1988)4月30日
G 03 H 1/18	3 3 1	8106-2H	審査請求 未請求 発明の数 2 (全5頁)
B 42 D 15/32		G-8302-2C	
G 06 K 19/00		R-6711-5B	
G 11 B 7/24		B-8421-5D	
7/26 23/00		8421-5D N-7629-5D	

⑮ 発明の名称 ホログラム付光記録カード及びその製造方法

⑯ 特 願 昭61-244995

⑰ 出 願 昭61(1986)10月15日

⑱ 発 明 者	福 島 洋 一	東京都文京区小石川4丁目14番12号	共同印刷株式会社内
⑱ 発 明 者	藤 田 実	東京都文京区小石川4丁目14番12号	共同印刷株式会社内
⑱ 発 明 者	柿 沼 裕 二	東京都文京区小石川4丁目14番12号	共同印刷株式会社内
⑱ 発 明 者	芳 賀 敏 夫	東京都文京区小石川4丁目14番12号	共同印刷株式会社内
⑲ 出 願 人	共同印刷株式会社	東京都文京区小石川4丁目14番12号	
⑳ 代 理 人	弁理士 川井 治男		

明 細 書

1. 発明の名称

ホログラム付光記録カード及びその製造方法

2. 特許請求の範囲

- (1) 内側面にホログラム部形成領域と光記録部形成領域とを有し前記ホログラム部形成領域にホログラムの干渉縞の凹凸パターンを形成してある透明なカード表基材と、前記凹凸パターンを覆っている金属反射膜と、前記光記録部形成領域を覆う金属膜からなる光記録パターン層と、並びに前記金属反射膜及び前記光記録パターン層の上から前記カード表基材に貼合するカード裏基材とを備えることを特徴とするホログラム付光記録カード
- (2) 内側面にホログラム部形成領域と光記録部形成領域とを有する透明なカード表基材の前記ホログラム部形成領域に干渉縞の凹凸パターンを型押しする型押し工程と、前記型押し工程の後に前記ホログラム部形成領域と前記光記録部形成領域に

わたって金属反射膜を形成する反射膜形成工程と、前記反射膜形成工程の後に前記光記録部形成領域の前記金属反射膜を光情報パターンに従ってパターンニングする光情報パターンニング工程と、前記光情報パターンニング工程の後に前記カード表基材の前記内側面にカード裏基材を貼合する貼合工程と及び前記貼合工程の後にカードの形状に型抜きする型抜き工程とを含むことを特徴とするホログラム付光記録カードの製造方法

3. 発明の詳細な説明

(イ) 発明の目的

【産業上の利用分野】

この発明は証明カード、特にホログラム付光記録カードに関するものである。

近年、IDカードやキャッシュカードやバンクカードとして各社の情報を記録したカードが普及して来ている。

【従来の技術】

この種のカードには個人データや発行会社のデ

ータ等の各段の情報を記録する必要があり、初期の段階においては、そのような情報を可視的な文字や記号で記録しており、また、後記の段階においては磁気を使用した電気信号で記録しているが、改ざんの防止や情報量の増加に対応する必要がある。

そのために、最近、光記録技術を用いた光記録カードが開発されて来ている。この光記録カードは光学反射面を持つ情報記録媒体を指えるものである。

一方、ホログラムを証明カードに利用することが考えられている（例えば、昭和61年特許出願公開第6782号公報及び昭和61年特許出願公開第176969号公報参照）。ホログラムは物体からの光波の振幅と位相の情報を同時に記録したものであって、そのホログラムに再び光をあてることによって、振幅と位相がもとの物体からの光のそれらと同等の光波そのものを再生することができ、立体像を再生することができることから、これを証明カードに適用することによって、

であって、かつ、構造が簡単で構成部材数や工数を少なくすることができ安価な証明カード及びその製造方法を提供することを目的とするものである。

(ロ) 発明の構成

[問題を解決するための手段]

この目的に対応して、この発明のホログラム付光記録カードは、内側面にホログラム部形成領域と光記録部形成領域とを有し前記ホログラム部形成領域にホログラムの干渉縞の凹凸パターンを形成してある透明なカード表基材と、前記凹凸パターンを覆っている金属反射膜と、前記光記録部形成領域を覆う金属膜からなる光記録パターン層と、並びに前記金属反射膜及び前記光記録パターン層の上から前記カード表基材に貼合するカード裏基材とを指えることを特徴としている。

また、この発明のホログラム付光記録カードの製造方法は、内側面にホログラム部形成領域と光記録部形成領域とを有する透明なカード表基材の前記ホログラム部形成領域に干渉縞の凹凸パターンを型押しする型押し工程と、前記型押し工程の

カードの外観を向上させるとともに、カードに含ませ得る情報を高密度化し、更にカードの偽造・改ざんを困難にすることが期待されている。特にこのホログラムは透明基材にプレスして製造する技術が開発されて多量生産が可能となったことから、その利用が容易になっている。

従って、光記録部とホログラムとを共に証明カードに設ければ、カードに含ませ得る情報の高密度化、カードの偽造・改ざんの困難性を一層向上させることができる。

[発明が解決しようとする課題]

しかるに、光記録部材とホログラムを別々に準備して、これをカード基材に取り付けたのでは、カードの構造が複雑化し、構成部材数及び工数も単純加算的に増加して、カードの価額を高価なものにする可能性がある。

この発明は上記の如き事情に鑑みてなされたものであって、光記録部とホログラムを共に備えて記録の高密度化、偽造・改ざんの困難性の向上を可能とするとともに、外観が向上した証明カード

後に前記ホログラム部形成領域と前記光記録部形成領域にわたって金属反射膜を形成する反射膜形成工程と、前記反射膜形成工程の後に前記光記録部形成領域の前記金属反射膜を光情報パターンに従ってパターンニングする光情報パターンニング工程と、前記光情報パターンニング工程の後に前記カード表基材の前記内側面にカード裏基材を貼合する貼合工程と及び前記貼合工程の後にカードの形状に型抜きする型抜き工程とを含むことを特徴としている。

以下、これらの発明の詳細を一実施例を示す図面について説明する。

第1図及び第2図において、1はホログラム付光記録カードであり、ホログラム付光記録カード1は2枚のカード基材すなわち表基材2及び裏基材3の間にホログラム部形成領域6にホログラム部4を備え光記録部形成領域7に光記録部5を備えている。表基材2は透明の樹脂によって構成され、特に表基材2はポリカーボネートやポリメチルメタクリレートのような熱可塑性樹脂で

構成されている。

第3図及び第4図に示すようにホログラム部形成領域6においては、表基材2の裏面にホログラムの干渉縞をあらわす凹凸8が形成され、更にその凹凸の表面はアルミニウム蒸着膜のような金属反射膜11aで覆われている。

一方、光記録部形成領域7においては、表基材2の内側面をアルミニウム蒸着膜のような金属反射膜からなる光記録パターン図11bが覆っている。この光記録パターン図11bは所定のパターンで光筋槽ビット13が穿孔されている。この光記録パターン図11bは穿孔されている光筋槽ビット13の部分では読取り光を反射せず、残余の部分では読取り光を反射し、こうして読取り光の反射の有無によって、情報再生するものである。金属反射膜11a及び光記録パターン図11bの表面は共通の表基材3によって覆われている。

【作用】

このように構成されたホログラム付光記録カードにおいて、表基材の表面からホログラム部形成

な材料で構成する必要があるが、この発明のカードではホログラムを形成するのに、光記録カードに必要な透明な表基材を利用する。また、ホログラム部4の金属反射膜11aも光記録に必要な金属反射膜からなる光記録パターン図11bと同じ蒸着工程で形成することができ、このようなことから、ホログラムを光記録カードに設けたにもかかわらず、構造が複雑とならず、構成部材の数も2倍にはならず、同様に製造工数も単純加算的には増加しない。

(二) 他の実施例

第5図及び第6図はこの発明のホログラム付光記録カードの他の実施例が示されており、この第5図及び第6図に示すホログラム付光記録カード1bでは、表基材3を透明な樹脂材料で構成したものであって、この場合には光記録パターン図11bの表面を不透明な樹脂材料14で覆い、金属反射膜11aの表面を透明な樹脂材料12で覆って層みを調整してから表基材3を貼合している。

【第2の発明の構成及び作用】

領域6に再生照明光を照射すれば凹凸8で残った方向に回折され、それらの回折光のなかに、先に記録した光の波面と同じ振幅と位相をもつ光波があり、これが記録した像を再生する。また、同様に表基材2の表面から光記録部形成領域7に読取り光を入射して、その反射光をとれば、光記録部形成領域7の光記録パターン図11bに記録されている内容を読取ることができる。

(ハ) 発明の効果

このように構成されたホログラム付光記録カード1においては、ホログラム部4と光記録部5の両記録部をもつて透明カードに含ませ得る情報を高密度化させることができる。また、この透明カードを製造・改ざんするためには、ホログラム部4と光記録部5の両方に加工を加えなければならぬが、これらに手を加えることはほとんど困難なので、カードの製造・改ざんを防止することが出来る。

しかも特に重要なこととして、光記録カードを作る場合には表基材は読取り光を透過し得る透明

次に以上のホログラム付光記録カードを製造する場合の方法について説明する。

- ①第3図及び第4図に示すホログラム付光記録カード1を製造する場合には、まず、第7図に示すようにポリカーボネート、ポリメチルメタクリレート(PMMA)等の透明の熱可塑性樹脂からなる表基材2を準備する(第7図(a))。
- ②表基材2のホログラム部形成領域6にホットプレスによりホログラムの干渉縞をあらわす凹凸8を型押しをする(第7図(b))。但し①及び②の工程によって得られる凹凸をもった表基材は射出成形によって製造してもよい。
- ③次に表基材2の内面にホログラム部形成領域6及び光記録部形成領域7にわたって蒸着によりアルミニウム被膜11を形成する(第7図(c))。
- ④次にアルミニウム被膜11にエッチングを施してパターンニングし、ホログラム部形成領域6の金属反射膜11aと光記録部形成領域の金属反射膜11bを形成する(第7図(d))。

⑤次に図材3を接着剤にて貼合する(第7図(c))。

⑥最後に通常のカード形状にカッティングする(第7図(f))。

こうしてホログラム付光記録カード1が完成する。

なお、第5図及び第6図に示すホログラム付光記録カード1bを製造する場合には、⑤の工程を行う前に金属反射膜11aの上に透明の樹脂材料12を貼合し、また、金属反射膜1.1bの上に不透明の樹脂材料14を貼合して厚みを調整する。
【第2の発明の効果】

このように構成されたホログラム付記録カードの製造方法においては、光記録カードに必要な透明の表材2に直接凹凸8を形成しホログラムの構成材として用いることによって、材料を共通にして構成部材数を減少させ、また、ホログラム部及び光記録部の金属反射膜の形成を共通の金属蒸着及び共通のエッチングによってパターン化するので、製造工数を減少させることができ、安価な

ビット 14—樹脂材料

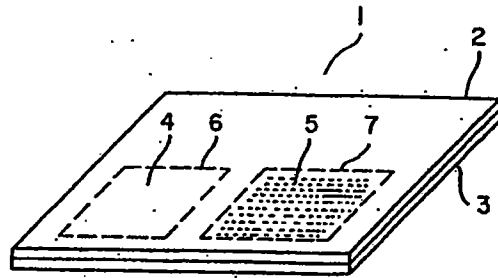
ホログラム付光記録カードを製造するのに有利である。

4. 図面の簡単な説明

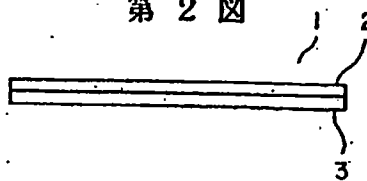
第1図はホログラム付光記録カードの斜視説明図、第2図はホログラム付光記録カードの側面図、第3図はホログラム付光記録カードの横断面分解説明図、第4図は第3図に示すホログラム付光記録カードの平面説明図、第5図は他の実施例に係わるホログラム付光記録カードの横断面分解説明図、第6図は第5図に示すホログラム付光記録カードの平面説明図、及び第7図はホログラム付光記録カードの製造方法を示す工程説明図である。

- 1—ホログラム付光記録カード
- 2—表材
- 3—裏材
- 4—ホログラム部
- 5—光記録部
- 6—ホログラム部形成領域
- 7—光記録部形成領域
- 8—凹凸
- 11—アルミニウム被膜
- 11a—金属反射膜
- 11b—光記録パターン
- 12—樹脂材料
- 13—光折射

第1図



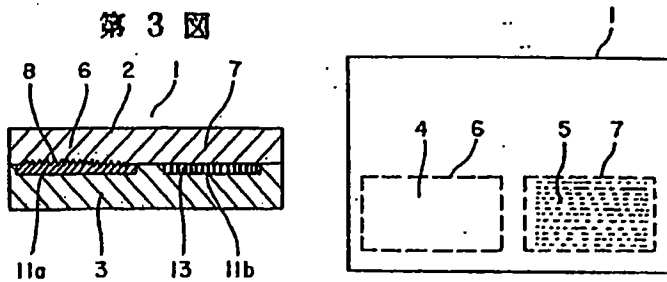
第2図



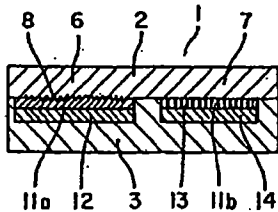
特許出願人
代理人弁理士

共同印刷株式会社
川井治男

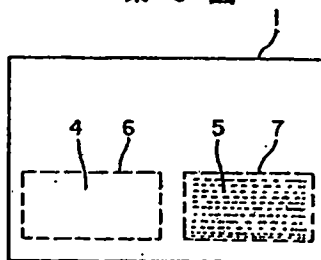
第 4 図



第 5 図



第 6 図



第 7 図

